



# 労基署便り 令和3年度 No.11

大河原労働基準監督署



## ◎ 令和3年労働災害発生状況（1～12月）

※1月末集計暫定値（本年3月末で確定）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>58 (1)</b>	<b>84</b>	<b>26</b>	<b>449 (5)</b>	<b>527 (1)</b>	<b>78</b>
食料品製造業	15	54	39	189 (2)	254 (1)	65
機械金属製造業	20 (1)	15	-5	122 (3)	141	19
<b>建設業 計</b>	<b>19</b>	<b>37</b>	<b>18</b>	<b>274 (3)</b>	<b>325 (6)</b>	<b>51</b>
土木工事業	5	13	8	90 (1)	104 (4)	14
建築工事業	10	15	5	152 (2)	165 (2)	13
その他の建設	4	9	5	32	56	24
<b>運輸交通業 計</b>	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>4</b>	<b>331 (2)</b>	<b>417 (2)</b>	<b>86</b>
陸上貨物運送業	13	15	2	311 (2)	405 (3)	94
<b>商業</b>	<b>25</b>	<b>20 (1)</b>	<b>-5</b>	<b>395</b>	<b>475 (3)</b>	<b>80</b>
<b>社会福祉施設</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>1</b>	<b>219</b>	<b>337 (1)</b>	<b>118</b>
<b>全産業</b>	<b>166 (3)</b>	<b>231 (1)</b>	<b>65</b>	<b>2311 (14)</b>	<b>2910 (14)</b>	<b>599</b>

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数（人）。

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※令和3年の大河原署管内について、新型コロナウイルスの集団感染の報告があったため、No.10号の統計より件数が増加している。

## 届出や申請は「電子申請」が便利です！

年度末が近づき、36協定届（時間外・休日労働の協定届）、1年単位の変形労働時間制に関する協定届などの届出を準備されている事業主又は労務担当の方も多いかと思えます。現在、労働基準法に定められた51種類、最低賃金法に定められた9種類、労働安全衛生法等に定められた約800種類の届出等及び労災保険関係の各種手続きは電子申請で行うことができます。昨年4月から電子署名・電子証明書は不要になり簡単な手続きで届出・申請ができます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにもぜひ電子申請をご利用ください。

### 電子申請の方法

「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒ e-Gov  検索

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 e-Gov 事前準備  検索 を検索してください。

事前準備はアカウントの準備、ブラウザの設定、アプリケーションのインストールの3つだけです

## 溶接ヒュームの濃度測定等の対応はお済みですか

特定化学物質障害予防規則（特化則）等改正され、「溶接ヒューム」について、特化則の適用を受けることになり、昨年4月1日から一部が施行・適用されていますが、本年4月1日から下表の黄色で塗りつぶした項目が施行・適用されますので、「金属アーク溶接等作業」（アーク溶接、アークを用いた溶断、ガウジング作業等。燃焼ガス、レーザービーム等が熱源のものは含まない。）を行う事業場は適切な準備・対応をお願いいたします。

なお、「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する場所です。

- ・作業場の建屋の側面の**半分以上**にわたって壁、羽目板その他の**遮蔽物**が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

また、「**継続して行う屋内作業場**」は、上記「屋内作業場」のうち金属アーク溶接等作業を**同じ場所で繰り返し行う**作業場であり、建築中の建物内部等同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

<溶接ヒュームに係る健康障害防止措置（主なもの）その適用範囲>（○は適用あり、×はなし）

健康障害防止措置（施行日）	継続して行う 屋内作業場	屋内作業場	屋外作業場
1 特殊健康診断の実施(令和3年4月1日)	○	○	○
2 特定化学物質作業主任者の選任(令和4年4月1日)	○	○	○
3 毎日1回以上の掃除(令和3年4月1日)	○	○	×
4 全体換気装置等による換気(令和3年4月1日)	○	○	×
5 溶接ヒューム濃度の測定(令和4年4月1日) ※1	○	×	×
6 有効な呼吸用保護具の使用等(令和4年4月1日) ※2	○	○	○
7 呼吸用保護具のフィットテスト(令和5年4月1日)	○	×	×
8 その他必要な措置(令和3年4月1日)	○	○	○

※1 現に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場においては、**令和4年3月31日までに**溶接ヒュームの濃度測定が必要です。

※2 現時点でも粉じんによる健康障害防止のための呼吸用保護具の着用は必要です。

改正内容に関する通達・資料はこちら  
厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html)



## 職場における労働衛生基準が変わりました

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、事務所にける照明の基準や事務所・作業場における清潔、休養などの基準が改正されました。

主な改正内容は、以下のとおりです。（詳細やご不明な点は監督署へお問い合わせください。）

### 1 作業面の照度<事務所則第10条>※令和4年12月1日施行

事務所における作業面の照度の作業区分を次の2区分とし、基準を引き上げた。

一般的な事務作業（300ルクス以上）

付随的な事務作業（150ルクス以上）

### 2 便所の設備（事務所則第17条、安衛則第628条）

便所は原則、男性用と女性用に分けて設置が必要であるが、小規模事業場では男・女性用に区別しない四方を壁で囲まれた1個の便房により構成される便所（独立個室型の便所）で足りる例外規定を設けた。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。